

農地転用（4条・5条）許可申請必要添付書類一覧 兼 チェック表

No.	必要書類	部数			説明備考	チェック
		正	副	返		
◎原則、必要となる書類						
1	申請書	原	原	原		<input type="checkbox"/> 有
2	委任状	原	写	写	・代理人による許可申請の場合 ・進捗・完了報告に関する権限も付加することが望ましい。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
3	申請地の登記事項証明書	原	写	写	発行から3か月以内のもの。	<input type="checkbox"/> 有
	住民票	写	写	-	土地の全部事項証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
4	一体利用地の登記事項証明書	写	写	写	一体利用地がない場合不要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
5	愛知用水土地改良区意見書	原	写	-	原則必要。受益地外の場合不要。要土地改良区に確認。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
6	みよし土地改良区意見書	原	写	-	不要の場合は、申請書「7 その他参考となるべき事項」に受益地外である旨を記載。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
7	位置図	原	写	写	縮尺1/2,500～10,000程度。申請地を着色等により明示する。	<input type="checkbox"/> 有
8	公図	原	写	写	・申請地の所在、地番、筆界を示すもの。 ・申請地及び周辺土地の地番、登記地目を記入すること。	<input type="checkbox"/> 有
9	土地利用計画図	写	写	写	建物がある場合⇒建物配置図 建物がない場合⇒資材や車両を配置するための必要面積、数量等を記載すること。 No.19「必要面積検討資料」との整合性を図ること。	<input type="checkbox"/> 有
10	排水計画図	写	写	写	土地利用計画図上に記載し、兼ねることが望ましい。 隣接農地がある場合は被害防除の計画を図示（境界のCB積、小堤等）	<input type="checkbox"/> 兼 <input type="checkbox"/> 有
11	資力を証明する書類	写	写	-	通帳残高証明書や融資証明書等。 法人の場合、決算書類で資力確認できるときは別途添付不要。（No.16を添付。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 兼
	住民票	写	写	-	分家の場合で申請者（譲受人）と融資を受ける者が異なる場合 （例：申請者は妻、融資を受ける者は夫）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
12	行政区受取書	-	写	-	原則必要。地元行政区へ排水同意を取得する場合は不要。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
○排水承諾書						
-	※市道側溝へ排水する場合	-	-	-	添付不要。要みよし市道路河川課と協議。	<input type="checkbox"/>
13	排水流末承認書	-	原	-	土地改良区管理の水路に排水する場合 既設の排水経路を利用する場合は不要。（土地改良区の承認も不要）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
14	行政区排水同意書	-	原	-	行政区管理の里道側溝へ排水する場合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
○法人の場合						
15	法人登記事項証明書	原	写	-	発行から3か月以内のもの。	<input type="checkbox"/> 有
16	決算書類（貸借対照表、損益計算書）	原	写	-	最新の決算年度のもの。	<input type="checkbox"/> 有
◎必要となることが多い書類						
17	理由書	原	写	写	申請書「3 転用計画」で枠が不足する場合。 客観的に必要性がわかるよう簡潔にまとめること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
18	代替地検討資料	原	写	-	第1種・第2種農地で集落接続等別の立地基準を満たす要件がない場合必要。 市街化区域内の土地や、調整区域内の非農地、第3種農地を検討すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
19	必要面積検討資料	原	写	-	建物がない場合必要。併せて、既存施設配置図の添付が必要。（No.20を添付）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
20	既存施設位置図・配置図	原	写	-	移転を伴う転用行為の場合、既存施設の位置図と配置図を添付。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
21	事業計画書	原	写	-	1,000㎡以上の転用行為の場合必要。愛知県様式を使用すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
○その他必要書類						
21	始末書	原	写	-	すでに転用を行ってしまっている場合必要。 転用の時期、理由、今後の対処等を記載すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
22	まちづくり土地利用条例の回答書	-	写	-	まちづくり土地利用条例の手続きを経た場合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
23	農振除外の事前回答書	-	写	-	農振農用地からの除外をした場合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
24	農地復元誓約書	原	写	-	一時転用の場合必要。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
25	隣地耕作者承諾書	-	写	-	隣接地が農地である場合任意で添付。 申請書「7 その他参考となるべき事項」に事業説明を実施した旨の記載でも可。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請書記載
26	農家基本台帳	原	写	-	農家住宅の場合必要。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
27	遺産分割協議書等	原	写	-	相続未登記の場合（遺産分割協議書は原本還付請求に応じる）。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
28	その他必要書類	要相談	-	-	事前相談、事前協議のなかで上記以外に必要な書類があれば、お伝えします。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要

※添付書類の「原」は原本、「写」は原本コピー、「-」は添付不要。

○土地改良区連絡先	
愛知用水土地改良区	三好町上砂後17番地 TEL:0561-32-2365
みよし土地改良区	三好町上ヶ池1番地20 TEL:0561-32-1143
豊田土地改良区	豊田市司町3番地8 TEL:0565-28-2855 ●受益地：打越町下鴻ノ巣、明知町宮前、明知町立山
○行政区連絡先 裏面参照	

○締切日	
毎月7日 ※7日が土日祝日であれば、翌開庁日	
○みよし市農業委員会事務局	
みよし市役所 4階 産業振興課内	
みよし市三好町小坂50番地	
転用の相談	⇒ 農業委員会事務局 農地転用担当宛にご相談ください。
農振除外の相談	⇒ 産業振興課 農振担当宛にご相談ください。
メールでの事前相談を受け付けております。事前相談資料を1つのPDFデータにまとめ送付いただければ、内容確認の上、回答いたします。	

窓口でご相談される場合は事前にご連絡ください。
事前予約のある相談を優先して対応します。
TEL: 0561-32-8015 ✉sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
 ①転用計画（必要性/理由）②土地利用計画図（概略図可）をご用意いただくとスムーズです。

○行政区連絡先

行政区名	事務所	住所	電話番号
新屋 あらや	新屋児童館	三好町池ノ原1番地21	0561-34-0751
三好上 みよしかみ	三好上公民館	三好町大坪12番地	0561-32-1001
三好下 みよししも	三好下公民館	園原二丁目1番地2	0561-32-1053
福田 ふくた	福田児童館	福田町東屋敷84番地	0561-32-1014
明知上 みょうちかみ	明知上公民館	明知町東谷61番地	0561-34-3055
明知下 みょうちしも	明知下公民館	明知町下屋敷6番地1	0561-32-1009
打越 うちこし	打越公民館	打越町前田12番地	0561-32-1033
筋生 あざぶ	筋生公民館	筋生町小金下3番地1	0561-32-1693
福谷 うきがい	福谷公民館	福谷町寺ノ前22番地	0561-36-1690
黒笹 くろざさ	黒笹公民館	黒笹一丁目8番地8	0561-36-2343
東山 ひがしやま	サンヴィッツ宝永	明知町宝永108番地4	0561-34-4955
高嶺 たかね	高嶺集会所	打越町新池浦63番地1	0561-34-5402

○他法令の手続きについて

法令	必要な場合	時期	窓口
みよし市まちづくり土地利用条例	農地転用、農振除外申立を必要とする行為 (自己用住宅の建築をする場合を除く。)を行う場合	農地転用許可申請、 農振除外申立の前	みよし市都市計画課
農業振興地域の整備に関する法律 (農振除外申立)	農業振興地域内の農用地指定されている農地の場合	農地転用許可申請 の前	みよし市産業振興課
都市計画法 (開発許可又は建築許可)	建築物の建築又は特定工作物の建築を目的とする 土地の区画形質の変更や建築物の新築、 改築又は用途の変更などを行う場合	農地転用許可申請 と同時	みよし市都市計画課 西三河建設事務所建築課
特定都市河川浸水被害対策法 (雨水浸透阻害行為許可)	500㎡以上の土地で、 雨水がしみ込みにくくなる行為を行う場合		みよし市都市計画課 豊田加茂建設事務所河川整備課
砂防法	砂防指定地内で土地の掘削、盛土、切り土 その他土地の形状を変更する行為などを行う場合		豊田加茂建設事務所維持管理課
盛土規制法	1mを超える盛土、2mを超える切土、 500㎡以上の土の切り盛り等を伴う場合 ※詳細な数値等は担当窓口にご確認ください。		愛知県都市計画課盛土対策室